

## 大洲市農業委員会定例総会議事録

①	日	時	令和2年1月7日(火) 午後3時30分～午後4時32分				
②	会	場	大洲市役所 2階大ホール				
③	出席委員						
1	池田幸二	2	吉岡きみ子	3	長岡誠一	4	尾山満則
5	西岡輝治	6	台越正洋	7	菊池啓二	8	森岡芳文
9	菊地正夫	10	幸野登吉	11	上田健二	12	川本由紀美
13	矢野正祥	14	山首憲市	15	(欠員)	16	宮浦実
17	石岡猶一	18	中岡京子	19	池田雄一	20	
21	橋本英司	22	都築孝壽	23	水本福泉	24	池浦萬里子
25	丸井幸造	26	田中賢寿	27	垣見正志	28	西内清信
29	大本昭裕	30	武知明	31	城本豊子	32	中本祐市
33	坂幹幸	34	久保壽男	35	浅野誠司	36	往見康範
37	菊地久美子	38	有友章治	39	請田竹男		
④	欠席委員	20	森永茂史				
⑤	遅刻委員						
⑥	事務局	吉岡事務局長		沖田次長		都築専門員(農政)	
		菊地係長(農地)		土居書記(農政)			
⑦	農林水産課	山岡課長		三好課長補佐		山田主査	
⑧	会議の内容	議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について				
		議案第2号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について				
		議案第3号	大洲市農業委員会の農地利用最適化推進委員選任に関する規則の一部改正について				
		議案第4号	大洲市農業委員会内規の一部改正について				
		議案第5号	農用地利用集積計画の決定について				

事務局（局長）	只今から令和2年第1回大洲市農業委員会定例総会を開会いたします。開会に当たり、宮浦会長からご挨拶をお願いいたします。
会 長	（会長挨拶）
事務局（局長）	只今から議案審議に移らせていただきます。会議規則第3条によりまして、宮浦会長に議事の進行をお願いいたします。
議 長（会長）	<p>これより本日の会議を開きます。</p> <p>出席委員は農業委員19名中18名、推進委員20名中19名で定足数に達しておりますので、総会が成立していることをご報告申し上げます。</p> <p>本日、20番 森永茂史委員より欠席の報告を受けております。</p> <p>また、15番 沖田辰夫委員のご逝去に伴い、現在推進委員1名の欠員となっております。</p> <p>本日の議事日程は、お手元に配布してあるとおりであります。</p> <p>まず、日程第1、議事録署名委員の指名を行います。</p> <p>議事録署名委員に、30番 武知明委員、31番 城本豊子委員を指名いたします。</p> <p>次に、日程第2、書記の指名を行います。</p> <p>本日の会議の書記に事務局の土居書記を指名いたします。</p> <p>それでは、日程第3、議案審議に入ります。</p>
議 長（会長）	<p>まず、議案第1号『農地法第3条の規定による許可申請について』を議題といたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
事務局 （専門員兼農政係）	<p>失礼いたします。</p> <p>議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」をご説明します。</p> <p>議案書1ページをご覧ください。</p> <p>1番、高山字ドウダニの土地、樹園地2筆・合計684㎡は贈与による所有権移転です。</p> <p>所有権移転後も、引き続き、果樹の栽培を行います。</p> <p>農業は、譲受人夫婦が年間を通して従事します。</p> <p>2番、阿蔵字ナカノムラの土地、田1筆・528㎡も贈与による所有権の移転です。</p> <p>所有権移転後も、引き続き、水稻の栽培を行います。</p> <p>農業は、譲受人本人が年間を通して従事します。</p> <p>3番、同じく阿蔵字ナカノムラの土地、畑2筆・計683㎡。贈与による所有権の移転です。</p> <p>所有権移転後は、果樹の栽培を予定しています。</p> <p>農業は、譲受人夫婦が年間を通して従事します。</p> <p>4番、松尾の土地、田1筆、2,019㎡。売買による所有権の移転です。</p> <p>所有権移転後は、整備を行い、果樹（栗）の栽培を予定しています。</p> <p>農業は、譲受人家族が年間を通して従事します。</p> <p>5番 八多喜町の土地、畑1筆、175㎡。売買による所有権の移転です。</p>

所有権移転後も、引き続き、野菜等の栽培を行います。  
農業は、譲受人夫婦が年間を通して従事します。  
2ページです。

6番、肱川町宇和川の土地、田1筆、1,383㎡及び畑1筆、837㎡。贈与による所有権の移転です。

所有権移転後も、引き続き、水稻及び果樹の栽培を行います。  
農業は、譲受人夫婦が年間を通して従事します。  
以上、6件のご審議をよろしく申し上げます。

議長（会長）

只今、事務局より説明がありましたが、まず、地元委員さんより報告をうけたいと思います。1番。

1番

失礼いたします。

1番、2番、3番は私の担当地区ですので、併せて説明させていただきます。議案説明資料は1ページから3ページを参照してください。

1番案件は贈与による所有権移転となります。

申請地は、久米小学校から北東に約800メートル、譲受人の自宅に隣接する樹園地2筆になります。現在も栗が植えられており、良好に管理されていました。

2番、3番案件は関連案件です。いずれも贈与での所有権移転になります。

2番の申請地はJR伊予大洲駅の北西約800mにある田1筆です。現在も良好に管理されていました。

3番の申請地も2番案件の付近であります。畑2筆。こちらは若干の整備を行い、果樹・ポポーの木を植えていく予定にしているとのことです。

農業は、譲受人本人または夫婦で年間を通して従事しており、これまでに耕作管理に関する問題は生じておりません。

調査結果につきましては、議案説明資料に記載のとおりで、農地法第3条第2項の第1号関係から第7号関係までの規定に該当する事項はないため、特に問題はないものと思われまます。

以上、3件のご審議をよろしく願いいたします。

議長（会長）

続いて、4番。

10番

それでは4番案件のご説明をいたします。議案説明資料4ページも参考にしてください。

4番案件は、市外に住んでいる譲渡人が農業経営できないため、売買により所有権移転を行うものです。譲受人も市外の方になります。

申請地は、南久米公民館の南東約3キロメートルの山あいにある田1筆になりますが、現在は耕作されておらず一部は雑木が生えている状態でした。譲受人に聞いたところ、自営で木材業を営んでおり、今後すべての木を伐採し、整備のうえ、栗を植栽されるということでした。

来年中には整備を完了したいとのことでしたので、都度確認したいと思います。

農業は西予市において、家族で年間を通して従事しており、これまでの耕作管理に関する問題はないとのことでした。

いずれも、申請書類等の内容を確認いたしました結果は、議案説明資料に記載のとおりで、農地法第3条第2項の第1号関係から第7号関係

までの規定に該当する事項はないことから、特に問題はないものと思われます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長（会長）

続いて、5番。

22番

失礼いたします。

5番案件について、ご説明いたします。議案説明資料5ページをご覧ください。

当案件は、譲受人が経営規模の拡大を図るために、自作地に近い申請地を売買により取得しようとするものです。

申請地は、八多喜公民館の南西約1.5キロメートル、県道43号線沿いにある畑1筆で現在も良好に管理されています。

譲受人は、夫婦で農業に従事されており、耕作管理に関する問題はこれまでに生じておりませんので、所有権移転後の管理に問題はないものと思われます。

その他、申請書類等の内容を確認いたしました結果は、議案説明資料に記載のとおりで、農地法第3条第2項の第1号関係から第7号関係までの規定に該当する事項はないことから、特に問題はないものと思われます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長（会長）

はい。次に、6番。

32番

失礼します。

6番案件について、ご説明いたします。議案説明資料6ページをご覧ください。

当案件は、譲受人が経営規模の拡大を図るために、自宅に近い申請地を贈与により取得しようとするものです。

申請地は、市役所肱川支所の西約2.2kmにある田1筆と畑1筆で現在も良好に管理されています。畑は今後、栗を植えられていく予定になっています。

譲受人は、夫婦で農業に従事されており、耕作管理に関する問題はこれまでに生じておりませんので、所有権移転後の管理に不安はないものと思われます。

その他、申請書類等の内容を確認いたしました結果は、議案説明資料に記載のとおりで、農地法第3条第2項の第1号関係から第7号関係までの規定に該当する事項はないことから、特に問題はないものと思われます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長（会長）

只今、地元委員さんからの報告がありましたが、何かご質疑はありませんか。

委員

（質疑なし）

議長（会長）

特にご質疑もないようですので、本案を申請のとおり許可することにご異議はございませんか。

委員

(異議なし)

議長 (会長)

ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第2号『農地法第5第1項の規定による許可申請について』を議題といたします。

本件につきましては、〇〇〇〇委員、〇〇〇〇委員に関する事項が含まれていますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、〇〇委員・〇〇委員の退席を求めます。

事務局の説明を求めます。

事務局 (次長)

失礼いたします。

議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」ご説明申し上げます。

議案書3ページ・4ページ並びに別紙「議案説明資料」の7ページから33ページまでを併せてご覧ください。

1番、東大洲の土地、3筆、4,023㎡の案件は、当社は福岡県に本社を置き、医薬品や衛生用品を核商品としてドラッグストアを西日本一帯に展開しており、高速道路のインターチェンジにも近く利便性の良い場所で新店舗を建設するため、申請地を賃借しようとするものです。

農地区分は、大洲市中心部から北東に約1.8kmに位置し、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域(第1種住居地域)内にある農地であることから、第3種農地と判断しております。したがって、立地基準には適合しており、一般基準についてご審議をお願いいたします。

なお、本件につきましては3,000㎡を越える転用案件であるため、今月28日に開催されます定例常設審議委員会へ諮問を行う予定であることを申し添えます。

2番、同じく東大洲の土地2筆、1,972㎡の案件は、私が役員を務めている会社は、平成30年7月豪雨による水害で事業地を移転することになったが、駐車場が不足することから移転先の近くで駐車場を整備し賃借するため、申請地を売買により取得しようとするものです。

農地区分は、大洲市中心部から北東に約3.2kmのところの位置し、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域(準工業地域)内にある農地であることから、第3種農地と判断しております。

したがって、立地基準には適合しており、一般基準についてご審議をお願いいたします。

3番、北只の土地18㎡の案件は、妻の実家は農業を営んでおり、両親も高齢となってきたことから、夫婦で両親の面倒を看ながら営農の手伝いをしたいと考え、自己住宅を建築するため申請地を義母より借り受けようとするものです。

農地区分は、大洲市中心部から南南西に約1.9kmのところの位置し、大洲北只ICから概ね300m以内に存する区域内にある農地であることから、第3種農地と判断しております。

したがって、立地基準には適合しており、一般基準についてご審議をお願いいたします。

なお、申請地は既に庭の一部として利用され違反転用状態にあることから、始末書が提出されております。

4番、菅田町菅田の土地、262㎡の案件は、現在借家住まいをして

いるが、子供の成長とともに手狭となったことから、新たに自己住宅を建築するため申請地を売買により取得しようとするものです。

農地区分は、大洲市中心部から東に約4.5kmのところに位置し、菅田連絡所から概ね300m以内に存する区域内にある農地であることから、第3種農地と判断しております。

したがいまして、立地基準には適合しており、一般基準についてご審議をお願いいたします。

5番、新谷の土地、279㎡の案件は、現在、内子に居住しているが、夫婦共に勤務地が大洲市内であることから、勤務地と両親の住む住居近くで自己住宅を建築するため、申請地を父より借り受けようとするものです。

農地区分は、大洲市中心部から北東に約6.5kmのところに位置し、新谷連絡所から概ね500m以内の区域内にある農地であることから、第2種農地と判断しております。

したがいまして、立地基準の代替性と一般基準を中心にご審議をお願いいたします。

6番、東宇山の土地、2筆、273.76㎡の案件は、現在、借家に家族5人で住んでいるが、子供の成長とともに手狭で不便となったことから、自己住宅を建築するため申請地を父から贈与により取得しようとするものです。

農地区分は、大洲市中心部から北北東に約5.7kmのところに位置し、三善連絡所から概ね500m以内の区域内にある農地であることから、第2種農地と判断しております。

したがいまして、立地基準の代替性と、一般基準を中心に審議をお願いいたします。

以上、6件でございます。

ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

議長（会長）

只今、事務局より説明がありましたが、まず地元委員さんから説明を受けたいと思います。1番、2番。

3番

それでは1番、2番案件について調査結果をご報告いたします。

議案説明資料の7ページから15ページを参考にしてください。

まず1番案件についてですが、申請地は、9ページの位置図のとおり、総合福祉センターの南約200mに位置する農地です。

まず立地基準につきましては、事務局説明のとおり第3種農地でありますので問題ないものと思われまます。

次に、一般基準である第3号の「転用の確実性」ですが、許可有次第自己資金にて着工したいとのことであり、特に問題はないものと思われまます。

また、第4号の「周辺農地等への影響」ですが、10ページの地番地目図のとおり東側に用悪水路を挟み農地がありますが、土地利用計画では申請地側に緑地帯を設けるなど、隣接農地と店舗建物との間に8m以上の距離があることから、特に問題ないものと思われまます。

よって、本件は、農地法第5条第2項の各号には該当しないため、許可相当であると考えまます。

次に、2番案件についてご報告いたします。

申請地は、13ページの位置図のとおり、市立図書館の東側に位置する農地です。

まず立地基準につきましては、事務局説明のとおり第3種農地であり  
ますので問題ないものと思われま

次に、一般基準である第3号の「転用の確実性」ですが、許可有次第  
自己資金にて着工したいとのことですので、特に問題はないものと思わ  
れます。

また、第4号の「周辺農地等への影響」ですが、14ページの地番地  
目図のとおり申請地の北側に農地がありますが、同意を得ているとのこ  
とですし、転用の用途が露天駐車場であることから特に問題はないもの  
と思われま

よって、本件は、農地法第5条第2項の各号には該当しないため、許  
可相当であると考えま

ご審議のほど、よろしくお願

議長(会長)

続いて、3番。

9番

それでは3番案件の調査結果をご報告いたします。議案説明資料の1  
6ページから19ページを参考にしてください。

申請地の位置関係は、18ページの位置図のとおり、南久米連絡所の  
西南西約500mに位置する農地です。

まず立地基準につきましては、先ほど事務局が説明したとおり第3種  
農地でありますので問題ないものと思われま

次に、一般基準である第3号の「転用の確実性」ですが、すでに宅地  
の一部として造成されるなど工事は完了しており、転用は確実なもの  
と言えます。

また、第4号の「周辺農地等への影響」ですが、19ページの地番地  
目図のとおり、周辺は宅地や雑種地、国道などに囲まれているほか、転  
用後も現状と変わらないことから問題はないものと思われま

よって、本件は、農地法第5条第2項の各号には該当しないため、ま  
た、違反転用に関しましては、始末書を提出し反省もしているようす  
ので、追認許可はやむを得ないものと考えま

ご審議のほど、よろしくお願

議長(会長)

はい。続いて、4番。

11番

失礼いたします。

それでは4番案件の調査結果をご報告いたします。

議案説明資料の20ページから24ページを参考にしてください。

申請地の位置関係は、22ページの位置図のとおり、菅田小学校の北  
約100mに位置する農地です。

まず立地基準につきましては、事務局説明のとおり第3種農地であり  
ますので問題ないものと思われま

次に、一般基準である第3号の「転用の確実性」ですが、許可後借入  
金にて着工したいとのことであり、特に問題はないものと思われま

また、第4号の「周辺農地等への影響」ですが、23ページの地番地  
目図は公図をもとに作成されているもので、西側と南側の一部が農地に  
隣接する位置関係になっていますが、実際に南側に接しているのは宅地  
のみであり、西側についても譲り渡し人の農地であることから、特に問  
題はないものと思われま

よって、本件は、農地法第5条第2項の各号には該当しないため、許

可相当であると考えます。  
ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議 長 (会長) はい。5番。

19番 失礼します。  
それでは、5番案件について調査結果を報告いたします。  
議案説明資料の25ページから29ページを参考にしてください。  
申請地は、27ページの位置図のとおり、新谷中学校の東側に位置する農地になります。  
まず立地基準である第2号の「代替性要件」ですが、報告書記載のとおりであり、特に問題はないものと思われます。  
次に、一般基準である第3号の「転用の確実性」ですが、許可有次第自己資金及び住宅ローンにて着工したいとのことであり、特に問題はないものと思われます。  
また、第4号の「周辺農地等への影響」ですが、28ページの地番地目図のとおり、隣接地は宅地や雑種地、公道であるため特に問題はないものと思われます。  
よって、本件は、農地法第5条第2項の各号には該当しないため、許可相当と考えます。  
ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議 長 (会長) はい。続いて、6番。

19番 はい。失礼します。  
それでは、6番案件について調査結果を報告いたします。  
議案説明資料の30ページから33ページを参考にしてください。  
申請地は、32ページの位置図のとおり、新谷中学校の東側に位置する農地になります。  
まず立地基準である第2号の「代替性要件」ですが、報告書記載のとおりであり、特に問題はないものと思われます。  
次に、一般基準である第3号の「転用の確実性」ですが、許可有次第自己資金及び金融機関よりの融資にて着工したいとのことであり、特に問題はないものと思われます。  
また、第4号の「周辺農地等への影響」ですが、33ページの地番地目図のとおり、隣接農地は譲渡人の農地であるため、問題はないものと思われます。  
よって、本件は、農地法第5条第2項の各号には該当しないため、許可相当と考えます。  
ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議 長 (会長) 只今、地元委員さんからの報告がありましたが、何かご質疑はありませんか。

委 員 (質疑なし)

議 長 (会長) 特にご質疑もないようですので、本案を申請のとおり許可相当として送付することにご異議はございませんか。



委員

(異議なし)

議長(会長)

ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可相当として送付することに決定いたしました。

それでは、〇〇委員、〇〇委員の入場を許可します。

次に、議案第3号『大洲市農業委員会の農地利用最適化推進委員選任に関する規則の一部改正について』を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局(次長)

大洲市農業委員会の農地利用最適化推進委員選任に関する規則の一部改正についてご説明いたします。

議案書5ページ並びに議案説明資料の34ページから38ページを併せてご覧ください。

改正内容は地区定数の一部を改めようとするもので、具体的には説明資料の方が分かりやすいと思いますので、34ページから35ページの新旧対照表の方をご覧ください。現行は左の表で改正後は右側の表で改正部分を赤字で記載しております。

1区は現行と変更がなく、2区について現行の6人を5人に、3区について4人を3人に、4区について4人を5人に、5区について4人を5人に改正するもので、次期委員の任期開始予定日である本年7月20日からの施行とするものです。

提案理由は、地区定数の見直しに伴い、この規則の一部を見直そうとするもので、昨年11月の定例総会時にもご説明させていただいているところでございます。

説明は以上です。ご審議のほど、お願いします。

議長(会長)

はい。只今、事務局より説明がありましたが、何かご質疑はございませんか。

委員

(質疑なし)

議長(会長)

特にご質疑もないようですので、説明のあった規則を一部改正することに、ご異議ありませんか。

委員

(異議なし)

議長(会長)

ご異議ないものと認め、大洲市農業委員会の農地利用最適化推進委員選任に関する規則を一部改正することに決定いたしました。

次に、議案第4号『大洲市農業委員会内規の一部改正について』を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局  
(専門員兼農政係)

失礼いたします。

議案第4号「大洲市農業委員会内規の一部改正について」をご説明します。

議案書7、8ページ及び議案説明資料39ページから41ページを併せてご覧ください。

農地法3条に係る内規の規定ですが、議案説明資料のとおり、現行は権利取得の距離等の制限が設けられており、『原則として市内を除き、

1 時間を超える場合は許可することができない』と規定されております。

しかしながら、平成28年に改正された農地法上に時間による規定はなく、農林水産省から通知されている『農地法関係事務に係る処理基準』においては、「現在の農業経営が世帯員等以外の者の労働力を活用して農作業を行うことが多くなってきていること」、例えばおじいさん、おばあさんのみの世帯が大洲で農業を行っているが、市外の子や孫の労力が主になっており、そのおじいさん、おばあさんが補助的な役割で農作業している場合が考えられます。また、航路や高速道路など著しく交通が発達したこと等を考えると通作距離で画一的に判断することは適当でないとしており、内規の規定と逆の内容となっております。

そこで、現行の『距離等の制限』を廃止し、農地法第3条第2項第1号、第2号、第4号、第5号及び第7号の規定を内規に規定したいと思っております。

特に①の【全部効率利用要件】に記載しております、耕作放棄している農地及び違反転用状態の農地が無いことなどは重点項目にし、権利を有している農地全てにおいて良好に管理できていることを許可基準にしたいと思っております。

加えてさきほど説明しました通作距離に代わる基準として、③の【農作業常時従事要件】、権利を取得しようとする者及び世帯員等の農作業従事日数、年間150日以上を新たな基準としたいと思っております。

今後、市内の農業従事者の高齢化や担い手不足で労働力が減ることが想定されている中、市内の農業者のみならず市外・県外からの労働力も加えて、少しでも農地の遊休化を防ぎ、優良農地を守っていこうという観点から本内規の改正を上程したいと思っております。

なお、本改正の施行期日は、次年度開始となる、令和2年4月1日からを予定しております。

以上、ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長（会長）

只今、事務局より説明がありました。何かご質疑はございませんか。

委員

（質疑なし）

議長（会長）

特にご質疑もないようですので、説明のあった内規を一部改正することにご異議ありませんか。

委員

（異議なし）

議長（会長）

ご異議ないものと認め、大洲市農業委員会内規を一部改正することに決定いたしました。

次に、議案第5号『農用地利用集積計画の決定について』を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

失礼します。

（専門員兼農政係）

議案第5号「農用地利用集積計画の決定について」をご説明します。議案書の9ページから、ご覧ください。

1番、引き続き、野菜を栽培するため、賃借権を3年間設定しようとするものです。

2番、新たに農地を借り受け、水稻を栽培するため、賃借権を10年

間設定しようとするものです。

3番 新たに農地を借り受け、野菜を栽培するため、賃借権を5年間設定しようとするものです。

4番 新たに農地を借り受け、水稻を栽培するため、賃借権を3年間設定しようとするものです。

5番 引き続き、水稻を栽培するため、使用貸借権を5年間設定しようとするものです。

10ページです。

6番 引き続き、葉たばこを栽培するため、賃借権を3年間設定しようとするものです。

7番 新たに農地を借り受け、水稻を栽培するため、使用貸借権を5年間設定しようとするものです。

11ページです。

8番 新たに農地を借り受け、水稻を栽培するため、使用貸借権を3年間設定しようとするものです。

9番 新たに農地を借り受け、野菜を栽培するため、使用貸借権を10年間設定しようとするものです。

10番 引き続き、水稻を栽培するため、賃借権を3年間設定しようとするものです。

11番 引き続き、水稻を栽培するため、賃借権を5年間設定しようとするものです。

以上、利用権設定・件筆数、11件・25筆、利用権設定総面積、21,867㎡。

いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと思われま

す。ご審議のほど、よろしくお願

議長(会長)

只今、事務局より説明がありましたが、何かご質疑はございませんか。

委員

(質疑なし)

議長(会長)

特にご質疑もないようですので、本案を原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

委員

(異議なし)

議長(会長)

ご異議ないものと認め、本案は原案のとおり決定することにいたします。

以上で、本日の定例総会に提案いたしました議案の全ての審議が終了しましたので、議事を閉じることいたします。